

公 示

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」（平成15年2月28日公示）の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和7年8月1日

関 東 運 輸 局 長	藤 田 礼 子
東京運輸支局長	織 田 陽 一
神奈川運輸支局長	柳 瀬 光 輝
埼玉運輸支局長	高 久 浩 一
群馬運輸支局長	堀 越 千 秋
千葉運輸支局長	菊 池 雅 彦
茨城運輸支局長	勝 家 省 司
栃木運輸支局長	栗 田 英 樹
山梨運輸支局長	茂 木 明

記

別添新旧対照表のとおり改める。

附 則（令和7年8月1日付け関自貨第528号により一部改正）

本処理方針は、令和7年8月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。

○ 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について（平成１５年２月２８日付）

新	旧
一般貨物自動車運送事業<u>及び特定貨物自動車運送事業</u>の事業計画変更等に関する処理方針について 一般貨物自動車運送事業<u>及び特定貨物自動車運送事業</u>の事業計画変更等については、平成１５年２月２８日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」（以下「公示基準」という。）に定めるところによるほか、下記により処理することとしたので公示する。 平成１５年 ２月２８日 一部改正 平成１９年 ２月 ７日 一部改正 平成２５年 ７月２５日 一部改正 平成２５年１１月１２日 一部改正 平成２７年 ４月１６日 一部改正 令和 元 年１０月 １日 <u>一部改正 令和 ７ 年 ８月 １日</u> 関東運輸局長 淡 路 均 東京運輸支局長 向 良 一 神奈川運輸支局長 佐 藤 博 埼玉運輸支局長 山 本 三 郎 群馬運輸支局長 荻 原 克 己 千葉運輸支局長 小 林 一 雄 茨城運輸支局長 会 田 幸 治 栃木運輸支局長 北 畠 幸 雄 山梨運輸支局長 大 川 充 磨 記 １．一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可等 (1)～(3) (略) (4) 事業用自動車の数の変更の事前届出 ①～④ (略) ⑤ 自社営業所間における車両融通は、短期間のものであっても当該営業所それぞれにおける増車・減車の手続きをとらせること。ただし、<u>「貨物自動車運送事業に係る営業所間</u>	一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等については、平成１５年２月２８日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」（以下「公示基準」という。）に定めるところによるほか、下記により処理することとしたので公示する。 平成１５年 ２月２８日 一部改正 平成１９年 ２月 ７日 一部改正 平成２５年 ７月２５日 一部改正 平成２５年１１月１２日 一部改正 平成２７年 ４月１６日 一部改正 令和 元 年１０月 １日 関東運輸局長 淡 路 均 東京運輸支局長 向 良 一 神奈川運輸支局長 佐 藤 博 埼玉運輸支局長 山 本 三 郎 群馬運輸支局長 荻 原 克 己 千葉運輸支局長 小 林 一 雄 茨城運輸支局長 会 田 幸 治 栃木運輸支局長 北 畠 幸 雄 山梨運輸支局長 大 川 充 磨 記 １．一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可等 (1)～(3) (略) (4) 事業用自動車の数の変更の事前届出 ①～④ (略) ⑤ 自社営業所間における車両融通は、短期間のものであっても当該営業所それぞれにおける増車・減車の手続きをとらせること。ただし、<u>「貨物自動車運送事業に係る繁忙期</u>

<u>における運転者及び車両の移動の弾力化について」（令和6年9月13日付け関自貨第892号、関自監貨第170号、関自管第35号、関自保第161号）による取扱いは、この限りでない。</u> ⑥ （略） (5)～(7) （略） 2. 運送約款の認可 (1) 施行規則第<u>10</u>条に規定する記載事項が明確に規定されていること。 (2)～(3) （略） (4) 運賃・料金の収受に関して、施行規則第<u>11</u>条に該当する場合を除き、運賃と料金をとを区分して収受する旨が明確に定められていること。 (5) （略） 3. ～5. （略） 6. <u>特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等</u> <u>特定貨物自動車運送事業の事業計画等の変更の認可等については、1. （3）及び（7）①へを除き、この処理方針を準用するものとする。</u> 7. <u>特定貨物自動車運送事業の譲渡譲受の認可</u> (1) <u>事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の手続によることとする。</u> (2) <u>事業を譲り受けしようとする者について、「公示基準」Ⅱ. 1. ～15. （事業を譲り受けようとする者が既に特定貨物自動車運送事業の許可を受けている場合にあっては、「公示基準」Ⅱ. 1. ～10. 及び12. ～15）に適合するものであること。</u> 8. <u>特定貨物自動車運送事業の合併、分割又は相続の認可</u> <u>合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、「公示基準」Ⅱ. 1. ～15. （合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既に特定貨物自動車運送事業の許可を受けている場合にあっては、「公示基準」Ⅱ. 1. ～10. 及び12. ～15）に適合するものであること。</u> 9. <u>特定貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出</u> <u>事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用することとし、事業の一部の休止又は廃止については、特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の手続をとらせること。</u> 附 則 （略） <u>附 則（令和7年8月1日付け関自貨第528号により一部改正）</u> <u>本処理方針は、令和7年8月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。</u>	<u>における営業所間の車両移動の弾力化について」（平成5年11月11日付け関自貨2第2758号、関自貨1第307号、関整登資第151号、関整事公第348号、関整車第3615号）による取扱いは、この限りでない。</u> ⑥ （略） (5)～(7) （略） 2. 運送約款の認可 (1) 施行規則第<u>11</u>条に規定する記載事項が明確に規定されていること。 (2)～(3) （略） (4) 運賃・料金の収受に関して、施行規則第<u>12</u>条に該当する場合を除き、運賃と料金をとを区分して収受する旨が明確に定められていること。 (5) （略） 3. ～5. （略） 6. <u>その他</u> (1) <u>特定貨物自動車運送事業の事業計画等の変更の認可等については、1. （3）及び（7）①へを除き、この処理方針を準用するものとする。</u> (2) <u>貨物自動車運送事業法施行規則第44条の規定に基づき、譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合は、別途定める届出書及び必要な添付書類により提出すること。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 附 則 （略）
--	--